

# 福岡県公報

令和二年八月七日  
第百二十五号  
増刊  
①

## 目次

### 人事委員会

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

### 人事委員会

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年八月七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

### 福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三項第二号中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和二年七月一日から適用する。